



桜の里／三井恵美子・画



伊東西

会長 稲葉雅之 副会長 市川正樹
幹事 久保田英二

例会場 伊東市竹の内1-3-16 暖香園ポウル2F
例会日 毎週(金曜日) TEL 0557-37-1512
事務所 伊東市竹の内1-3-16 暖香園ポウル内
TEL・FAX 0557-37-0036
ホームページ <http://itowest.rcy.jp>

出席報告

	会員数	出席規定 該当者	出席者	欠席者	M. U	出席率
本日	47	45	37	8		82.2%

IMAGINE ROTARY

多様性 公平さ あらゆる人を歓迎、尊敬

2022～2023年度 R.I.会長 ジェニファー・ジョーンズ
第2620地区ガバナー 浅原 諒 蔵

2023.5.26 第2085回例会 No.2085

会長挨拶



広島サミットでは先進国の首脳たちが議論したテーマの1つに、チャットGPTがあげられました。技術の進化は、うまく活用されれば歓迎されることであることは勿論です。

私の懸念。優れた人の優位性が失われ、努力という文化が退化するのではないか。AIやICTを使えると、自分の努力、能力以上に業務成果が出せ、評価を得ることができる。元々本人の高い技術や専門性によって、優位性を持っていた人の優位性が失われます。また、作曲についても、誰でも簡単に、好みの曲が作れるAIもできました。素人がハイレベルな絵を画くことも容易になることによって、元々上手な才能が埋もれ、差がなくなります。AIで示された通りに発言することで、自分の意見のように体裁が整ってしまいます。

さて、優位性の変化の波はAIの進化によるだ

けではありません。例えば整形技術の進化や普及によって、元々美人(?)の優位性が薄れます。様々な職業が失われたり、人気者の順位の変動が起きます。

子供の頃、進化したAIに人間が支配されるSF映画を見て恐怖したものだが、これからますますAIへの依存が増えるということは、精神的な支配が進むことだと言えましょう。

本日の欠席者

古谷隆憲君 稲葉憲一君 梶原幹人君 西澤洋一君
小川嘉洋君 齋藤正就君 佐藤活也君

幹事報告

今回の例会は創立記念例会で夜間例会になっていますので、間違えの無いようにお願いします。

ゲスト

米山奨学生 仇英嬌さん
工藤克顯様 伊東青年会議所理事長
戸田孝順様 伊東青年会議所専務理事
伊東青年会議所助成金贈呈



四つのテスト
言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か

3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

会 員 慶 事

○会員誕生日おめでとう

東端克博君

5月



委 員 会 報 告

○社会奉仕委員会 大川起作君

ゴミゼロ 5月28日(日)

8:20 なぎさ公園集合

○国際奉仕委員会 東端克博君

台北大安ロータリークラブ訪問

旅行参加者募集

ス マ イ ル ポ ッ ク ス

石井 幸弘君 本日例会後、前事務局員の吉岡和代さんのお墓参りをいたします。参加される方は、車の乗り合いで行きますので、入口に集まって下さい。お寺は浄円寺です。

田邊 喜義君 シャムレツフェルさんと夏場所相撲を見にいきました。大変おもしろかったです。

堀口 武彦君 20日・21日開催された第48回「伊東祐親まつり」は、盛大の内に無事修了しました。大変ありがとうございます。又、今週いっぱい開催される「せせらぎの夕べ」特に今晚のイベントは見物です。ぜひご覧下さい。

卓 話

インボイス制度とは

担当 鈴木基支君

令和5年10月1日にインボイス制度がスタートします。「インボイス」は通称ですが、正式名称は「適格請求書等保存方式」であり、消費税に関連する制度です。「適格請求書」とは、消費税の税率や税額を正しく区分して記載した請求書のことです。つまり売り主が買い主に対して、消費税

の税率や金額が厳密に記載された「適格請求書」を発行し、売り主・買い主の双方がその請求書を保存することを「適格請求書等保存方式」といいます。そして、これが今回始まる「インボイス制度」です。インボイス制度が始まると、買い主が仕入税額控除を行うためには、売り主が発行した「インボイス」が必要です。つまり、消費税の税率や税額が厳密に記載された請求書がないと、仕入税額控除ができないのです。ここで最も重要なポイントは、請求書を発行する事業者が国税庁に登録申請をし、登録番号を取得しなければ「適格請求書発行事業者」になることができません。つまり、課税事業者であることが条件であり、免税事業者のままでは登録ができません。また、適格請求書発行事業者の登録は令和3年10月1日から始まっています。インボイス制度が始まる令和5年10月1日から適格請求書発行事業者として認められるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要がありましたが、実質的な申請期限が9月30日まで延長されました。しかし、登録完了まで相当な日数がかかるためなるべく早く申請をすべきでしょう。

最後に、まとめとしては以下の通りです。

- ◎インボイス制度は令和5年10月1日から導入。
- ◎売り主が適格請求書を発行しないと、買い主は仕入控除を受けられない。
- ◎インボイスは、適格請求書発行事業者として登録された課税事業者だけが発行できる。
- ◎免税事業者である個人事業者・フリーランス等が取引を停止されたり消費税分の値引きを要求される可能性が高い。
- ◎適格請求書発行事業者の登録申請は実質的には令和5年9月30日までにを行う必要がある。
- ◎課税事業者になる方がいいのか、免税事業者のままの方がいいのか、よく検討しましょう。



(担当 遠藤英夫)

プログラム予定

6月16日(金) 卓話 沼田 渉君

6月23日(金) 休会

6月29日(木) クラブ協議会(夜間)